

## 役員等報酬規程

この規程は、社会福祉法人仁恵会定款第9条及び第24条に基づいて、評議員並びに理事・監事（以下「役員等」とする。）に対する報酬等について定める。

- 第1条 役員等に対する報酬等を下記の通りとし、その都度現金にて支給する。ただし、職員給与が発生する者については無報酬とする。
- 1 法人運営について相談、助言を法人施設内若しくは役員等が指定した場所で受けた場合、また監事監査出席に対する報酬は、次のとおりとする。  
当該役員等に対し 1回 11,137円（但し、源泉所得税を差し引いた額とする。）
  - 2 評議員会並びに理事会に出席の役員等への報酬は、次のとおりとする。  
出席した役員等に対し 1回 11,137円（但し、源泉所得税を差し引いた額とする。）
  - 3 第1項及び第2項で支払われる年度内の報酬は、評議員は定款第9条で定められている総額の金額を超えない範囲とし、理事、監事は総額700,000円の範囲内での支給とする。
  - 4 交通費は原則支給しないが、法人用務遂行に必要と認められるものについては実費弁済とする。

第2条 役員等に対し退職慰労金等は支給しないものとする。

第3条 この規程の改廃は、評議員総数の過半数以上の同意を得なければならない。

### 附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。（平成29年6月16日評議員会議決）  
ただし、この議決を行なう評議員会出席者に対してはこの規程を準用するものとする。

### 附 則

この規程は、定款変更認可日（平成29年7月12日）から実施する。